お　知　ら　せ

2025 年 12 月 22 日
東北電力株式会社

女川原子力発電所 2 号機における特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画認可申請（2 回目）の認可について

当社は、12 月 19 日に女川原子力発電所 2 号機における特定重大事故等対処施設※1に係る「設計及び工事計画認可申請※2」のうち、早期の完成を目指すために 2 分割した申請※3の 2 回目（主に機械・電気設備等に関する申請）について、原子力規制委員会より認可をいただきました。

今後、発電所の運転管理体制などに係る「原子炉施設保安規定変更認可申請書」について、準備が整い次第、原子力規制委員会に提出することとしております。

当社といたしましては、引き続き、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベル向上の取り組みを着実に進めてまいります。

以　上

※1　特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。
同施設は、新規制基準において、本体施設の設置等に係る工事計画認可から 5 年以内（2026 年 12 月 22 日まで）の設置が要求されている。
なお、同施設の基本設計に係る「原子炉設置変更許可申請」については、2023 年 10 月 4 日に原子力規制委員会より許可されている。

※2　発電用原子炉施設の詳細設計等が、原子炉設置変更許可の基本方針や基本設計に基づいた内容になっているかについて、審査および認可を受けるための申請。

※3　原子力規制委員会規則「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」において、設計及び工事計画認可の申請にあたっては、分割して認可を申請することができる旨が規定されている。
1 回目は 2023 年 12 月 14 日に、特定重大事故等対処施設の建屋および土木構造物等に関する申請を行い、2025 年 3 月 28 日に認可された。2 回目は 2024 年 9 月 26 日に、同施設の機械・電気設備等に関する申請を行った。